

副 本

東京地方裁判所立川支部 令和2年(ワ)第2710号損害賠償請求事件

原告 榎本 清

被告 東大和市

準備書面(4)

2021年(令和3年)10月14日

(期日: 10月28日)

東京地方裁判所立川支部民事第1部4A係 御 中

被告訴訟代理人弁護士 橋 本 勇

第1 原告が引用する判決例について

1 原告は、地方公共団体の広報誌に謝罪文の掲載が認められた判決例としての二つの判決例を引用するが、その具体的な事案は次のとおりであり、いずれも本件とは事案を異にする。

① 広島地裁三次支部平成5年3月29日判決

小学校内で児童による差別発言があったかどうかをめぐる職員会議において、「憶測で判断してはいけない」などと発言した教諭の言動を市及び町の広報紙に記載し、また、ポスターを掲示したことなどが名誉毀損に当たるとし、市及び町に対し慰藉料の支払とそれぞれの広報誌への謝罪文の掲載等が命じられた事例

② 大分地裁平成14年11月19日判決

地方公共団体である被告が発行する広報誌「市報べっぷ」の記述が他の地方公共団体である原告の社会的評価を低下させるものであり、その名誉を毀損するものであるとして、不法行為に基づき、原告の名誉を回復するに適当な処分として、訂正記事の掲載が命じられた事例

2 上掲の判決例は、いずれも、広報誌に掲載された記事が名誉を毀損するものであるとし、同じ広報誌への謝罪文又は訂正記事の掲載が命じられたものであるのに対し、本件は、原告による陳情が議会の委員会及び本会議のいずれにおいても議題とされなかつたことが不法行為に当たると主張されているのであるから、これらの判決と本件とは事案を異にする。また、前記②の判決の事案は、被告の行為が民法上の不法行為に該当するとするものであり、その意味でも、本件とは異なる。さらに、これらの事案においては、被告の2021年（令和3年）7月9日付け準備書面(2)の第1の本案前の申立ての理由で述べた論点は争点とされていない（判断されていない）。

このように、原告が引用する判決例は、本件とは事案を異にするものであるから、これらをもって本件の先例とすることはできない。

第2 名誉毀損が成立しないことについて

上記第1で述べたことは別として、本件においては名誉毀損が成立する余地はない。

すなわち、民法723条がいう名誉とは「人がその品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的な評価、すなわち社会的名誉を指すものであつて、人が自己自身の人格的価値について有する主観的な評価すなわち名誉感情は含まない」（最高裁昭和45年12月18日判決・判例時報619号53頁）とされるところ、本件においては、被告の議会は原告に対

して何らの行為もしていないのであるから、そのことによって原告の社会的名誉が損なわれることはあり得ない。

原告は、「通常であれば当該陳情は委員会に付託され審査された後、市議会本会議で慎重に審査され、採決されるはずのものであった。原告はもとより当該陳情に賛同された多くの市民はそれを確信し、期待していた。」といい、原告が「署名に応じていただいた多くの方々からの信頼を失墜し、その釈明の機会すら奪われた」とも主張するが、それは法律的な根拠のない原告の思いであり、そのことをもって原告の「人格的価値について社会から受ける客観的な評価」とすることはできない。

そもそも、当該陳情の取扱いに違法がないことは被告の2021年（令和3年）8月31日付け準備書面(3)で詳述したとおりであり、いずれの点からしても、原告の請求には理由がない。

以上